

資料提供

平成23年5月20日

課名	財産管理課	学事課	地域福祉課	商工労働総務課	住宅課	教育委員会施設課
担当者	村上	柳瀬	岡本	玉岡	青木	坂光
電話	082-513-2302	082-513-2752	082-513-3144	082-513-3380	082-513-4171	082-513-4944
(内線)	2302	2752	3144	3380	4170	4944

東日本大震災等の被災者等に対する住生活支援の延長について

1 趣旨

東日本大震災等の被災者等に対する住生活支援について、被災地の避難状況、被災者等への住宅の供給状況、福島第一原子力発電所の事故対応状況等を勘案し、受付期間を延長する。

2 延長等の内容

	現行	変更後
受付期間	平成23年5月31日(火)まで	状況により別途判断する日まで

3 住生活支援の内容

(1) 県営住宅等の提供

提供する県営住宅等(H23.5.20現在の提供可能戸数)

所 在	県営住宅	県公舎等	計	所 在	県営住宅	県公舎等	計	所 在	県営住宅	県公舎等	計
広島市	36	29	65	竹原市	1	-	1	府中市	1	-	1
熊野町	14	-	14	東広島市	1	11	12	三次市	4	7	11
呉市	5	12	17	三原市	6	19	25				
大竹市	1	-	1	尾道市	5	-	5				
廿日市市	20	-	20	福山市	8	7	15	計	102	85	187

(2) 提供条件等

ア 入居資格	東日本大震災等の被災者、福島第一原子力発電所の事故に伴う避難者
イ 入居期間	1年間 (県営住宅：1年間経過後は、県営住宅入居資格者については正式入居へ移行可能) (県公舎等：1年間経過後は、被災者の状況に応じて1年間の延長可、最長2年間)
ウ 使用料	1年間無償(自治会費等は入居者負担)
エ 申請書類	使用許可申請書、誓約書 罹災証明書(被災者)又は住民票の写し(避難者)【後日提出可】
オ 提供設備	風呂釜・ボイラー、照明器具、ガスコンロ
カ 生活用品	衛生用品、台所用品、寝具用品等を提供
キ メンタルヘルスケア対応	入居決定時には、健康福祉局を通じて市町の保健・福祉担当部署へ被災者等の情報提供を行うとともに、疾病や服薬等の状況把握や必要な対応を要請し、「メンタルヘルスケア相談」などの必要な支援を行う。
ク その他	入居者に各方面から寄せられている支援情報を提供

(3) 問合せ先等

ア 問い合わせ先	広島県都市局住宅課	電話	082-513-4171
(※ 住宅課で申込みの整理を行い、申請書類は県住宅課、指定管理者又は各施設の管理者へ提出)			
イ 受付期間	状況により別途判断する日まで		
ウ 受付時間	平日8:30~17:15(※土日祝祭日は対応しない。)		

(4) その他

- ア 東日本大震災等の被災者等に対する住生活支援の受付期間及び県営住宅等の提供戸数については、被災地における避難の状況や県内への被災者等の入居状況等をみながら、必要に応じて見直しを行う。
- イ 広島県が被災者に対して県営住宅を提供することについては、県ホームページ等により広く公表する。